

【感染症について】

本園は毎日長時間にわたって集団生活をする場であり、接触の機会も多く、飛沫感染（ひまつかんせん）等により、お子さんが感染症にかかりやすい環境となります。感染症の強い病気にかかったときは、本人の回復のためにも、他の子への感染を防ぐためにも、一定期間登園を控えることとなります。

本園では学校保健安全法の「学校において予防すべき感染症」に準拠して登園停止の病気を定めています。

病気が治り、または軽快して、他の園児に感染するおそれがなくなりましたら、別紙の「登園許可証」もしくは「登園届」を本園にお持ちください。

●登園許可書（医師記入）P16参照

学校保健安全法第2種および園長が必要と認めた感染症の場合、**出席停止**となります。

医師の診察を受け登園許可証に記入してもらってください。

●登園届（保護者記入）P17参照

学校保健安全法第3種の場合、出席停止ではありませんが、まず医師の診察を受けてください。

医師に集団生活に支障のない状態と判断されましたら、登園の際は登園届に保護者の方が記入し、持参してください。

※伝染性疾患の疑いのある場合は必ず受診し、園への報告を忘れずをお願いします。

※HPよりダウンロードしていただけます。（用紙は園にも常備してあります）

※不明な点がございましたら、職員までお問い合わせください。

感染の拡大を防ぐためにも、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。